

添付3. 比較表

	権利能力なき社団	NPO法人	一般社団・財団法人	公益社団・財団法人
根拠法	民法	特定非営利活動促進法(NPO法)	一般社団・財団法人法	一般社団・財団法人法及び公益認定法
営利・非営利	非営利	非営利	非営利	非営利
主たる事業目的	特になし	特定非営利活動事業 17項目(添付2.)	制限なし	公益事業(23項目)
設立手続	特になし	認証主義 (所轄庁による設立認証と登記)	準則主義 (公証人の定款認定と設立登記)	一般社団・財団法人による行政庁への公益認定
社員・設立者	特になし	社員10名以上	一般社団:社員2名以上 一般財団:設立者1名以上	公益社団:社員2名以上 公益財団:設立者1名以上
社員資格	特になし	不当な条件不可	一般社団:制限可 一般財団:社員なし	公益社団:不当な条件不可 公益財団:社員なし
理事数(取締役)	特になし	3名以上	一般社団:1名でも可 一般財団:3名以上	公益社団:3名以上 公益財団:3名以上
監事(監査役)	特に取り決めなし	1名以上	一般社団:(理事会設置の場合)1名以上 一般財団:1名以上	公益社団:1名以上 公益財団:1名以上
所轄庁	なし	都道府県知事又は内閣総理大臣	なし	都道府県知事又は内閣総理大臣
行政への報告義務	なし	あり	なし	あり
法人格取消制度	なし	あり	なし	あり
長所	1. 情報公開義務がない 2. 組織運営に縛りがない	1.個人より信用がつくりやすい 2.契約の主体となれる 3.所有の主体となれる 4.自治体等から事業を受託しやすい 5.寄付金・補助金が集めやすい 6.設立費用がほとんどかからない 7.無料で宣伝効果がえられる 8.海外での活動がしやすい	1.個人より信用がつくりやすい 2.契約の主体となれる 3.所有の主体となれる 4.自治体等から事業を受託しやすい 5.寄付金・補助金が集めやすい 6.設立費用が少なくてすむ。 7.無料で宣伝効果がえられる 8.海外での活動がしやすい	1.個人より信用がつくりやすい 2.契約の主体となれる 3.所有の主体となれる 4.自治体等から事業を受託しやすい 5.寄付金・補助金が集めやすい 6.設立費用が少なくてすむ。 7.無料で宣伝効果がえられる 8.海外での活動がしやすい 9. 税法上の優遇がある
短所	1. 団体名での不動産登記が出来ない 2. 団体名での銀行口座が開設できない 3. 団体名での契約締結ができない 4. 社会信用面で不利 5. 活動の幅が狭くなる	1. NPO法に従った運営・管理 2. 税金がかかる(認定NPO法人の例外) 3. 情報公開義務 4. 解散後の残余財産は社員に戻らない	1. 一般社団・一般財団法人に従った運営・管理 2. 税金がかかる(認定NPO法人の例外) 3. 情報公開義務 4. 解散後の残余財産は社員に戻らない 5. 制度が出来てから日が浅い(実績少ない)	1. 一般社団・一般財団法人及び公益認定法に従った運営・管理 2. 税金がかかる(優遇税制あり) 3. 情報公開義務 4. 解散後の残余財産は社員に戻らない 5. 制度が出来てから日が浅い(実績少)